

四葉会 会則

第0章 定義

定義 本会則は東京都立科学技術高等学校同窓会『四葉会』（以下本会と称す）を定義し、その実際の運営に関わる『規約』が従うべき内容について定義するものである。

目的 本会則は本会の定義（目的、内容）を明確化し、運営を円滑に行う為に定められるものである。

範囲 本会則は会員が本会の名の下行う全ての活動に適用されるものとする。

第1章 総則

第1条 本会は四葉会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り東京都立科学技術高等学校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 運営

第3条 本会は、前条の目的を達成する為、次の行為を行う。

1. 役員会の開催
2. 総会の開催
3. その他、本会の目的を達成する為に必要とされる事業

第3章 組織

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員：都立科学技術高校を卒業した者
2. 特別会員：都立科学技術高校の現職及び退職教職員

第4章 役員

第5条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 会計 1名
4. 会計監査 1名

第6条 本会役員の選出は正会員の中から役員会が推薦し役員会の決議を経て選任する。

第7条 本会役員の任期は1年とする。但し留任は妨げないものとする。

第8条 役員は次の各号に定める会務を行う。

1. 会長は本会を代表し会務の総括を行う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は会費の管理及び決算報告を行う。
4. 会計監査は会計の監査を行う。

第9条 前条会務は役員会の承認を経て外部への委託することができるものとする。

第5章 役員会

第10条 役員会は第5条に定められた役員により構成される。

第11条 役員会は全ての役員が招集し開催することができるものとする。

第12条 役員会は次の事項を審議し議決する。

1. 本会の新規事業の提案、承認
2. 会則の制定・改廃の提案
3. 規約の制定・改廃
4. 事業報告及び決算報告
5. 事業計画案及び予算案
6. その他、本会の運営に関する事項

第13条 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。

第14条 役員会の議長は招集、開催した役員が務める。

第15条 役員会の議決は役員会出席者の過半数の賛成を必要とし可否が同数のときは議長が決める。

第16条 役員会に出席のできない役員は他の役員に表決を委任することができ、これにより役員会に出席したものとみなす。

第6章 総会

第17条 総会は役員及び正会員により構成される。

第18条 総会は全ての役員が招集し開催することができるものとする。

第19条 総会は第12条により定める役員会の議決内容を報告し承認を行うものとする。

第21条 総会は役員の半数の出席をもって成立する。

第22条 総会の議長は招集、開催した役員が務める。

第23条 総会の承認は総会出席者の過半数の賛成を必要とし可否が同数のときは議長が決める。

第7章 会計

第24条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第25条 本会の正会費は入会金 5000 円とし会費の納入は卒業時に一括して行うものとする。

第27条 既納の会費は原則として返納しない。

第28条 本会の会計年度は9月1日に始まり翌年8月末日に終る。

付則

本会則案は平成29年9月1日の役員会に於いて可決された。

本会則案は平成29年9月16, 7日の総会に於いて可決された。

本会則は平成29年10月1日より施行。

本会則改定案は平成30年9月1日の役員会に於いて可決された。

本会則改定案は平成30年9月15, 6日の総会に於いて可決された。

本会則は平成30年10月1日より施行。